

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 「公共放送ワーキンググループ」開催要綱

1 背景・目的

本ワーキンググループは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、検討会取りまとめの第4章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」を踏まえ、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中において、信頼性の高い情報発信などの放送コンテンツの価値を情報空間全体に浸透させる観点から、NHKのインターネット配信の在り方等について検討することを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは「公共放送ワーキンググループ」と称する。

3 検討項目

- (1) インターネット時代における公共放送が担うべき役割
- (2) NHKのインターネット活用業務の在り方
- (3) NHKのインターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方
- (4) NHKのインターネット活用業務の財源と受信料制度
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (5) 主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合につ

いては、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通常行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「公共放送ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・主査及び主査代理を除き五十音順)

<構成員>

(主査) 三 友 仁 志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授

(主査代理) 山 本 隆 司 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

内 山 隆 青山学院大学総合文化政策学部 教授

大 谷 和 子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

落 合 孝 文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

宍 戸 常 寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

曾我部 真 裕 京都大学大学院法学研究科 教授

瀧 俊 雄 株式会社マネーフォワード 執行役員CoPA Fintech研究所長

長 田 三 紀 情報通信消費者ネットワーク

林 秀 弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

<オブザーバ>

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟